

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成13年度		担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	平成20年10月1日付け基発第1001003号				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を揺るがすことになりかねないことから、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図ることとするもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1) 全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 (2) パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 (3) 建設業者に対する集団指導 (4) 事業場及び医療機関に対する調査							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	56	48	47	46	46	
	執行額	40	39	39				
	執行率(%)	71.4%	81.3%	83.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。		成果実績	件	—	2865件 実施率100%	3,033件 実施率100%	実施率100%
			達成度	%	—	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	労災かくしの防止を周知する印刷物を作成し、都道府県労働局、労働基準監督署に配布する。		活動実績 (当初見込み)	部	—	パンフレット 47,100部	ポスター30,500部	—
					—	(パンフレット 47,000部)	(ポスター30,000 部)	(パンフレット 47,000部)
単位当たりコスト	—		算出根拠	本経費は労災保険給付請求の勧奨等に必要なる事務的経費であり、単位当たりコストを算出することはなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	謝金	37	38	地域加算の増による相談員謝金単価の増 所要経費の必要見込みの減				
	旅費	6	6					
	庁費	3	2					
計	46	46						

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災保険は雇用形態に関わらず全ての労働者が対象となっており、労災かくしの防止は被災労働者への適正な保険給付のために必要なものであり広く国民のニーズがあり、国費を投入すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	労災保険給付事業を行っている国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	労災かくしが多発すれば、労働基準行政の的確な推進を揺るがしかねないため、被災労働者が安全で、健康に働ける職場を確保するため、労災かくしを防止することが必要であり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の適正な保護目的とする事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労災保険給付請求の勧奨等に必要な相談員経費・周知経費等に限定されている。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	経費の節減及び旅費の執行が当初想定を下回ったことによるもの。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	労災保険給付請求を勧奨するポスターの作成部数を活動指標に設定し、作成、配布した。		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	作成したポスターを都道府県労働局、労働基準監督署、事業主団体、労働組合等に配布することで、労災隠しの排除に対する取り組みの周知に活用している。		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
点検結果	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
<p>本事業は、被災労働者への適正な保険給付のために、引き続き対策の強化を図ることが必須であり、平成24年度においては成果目標および活動指標を達成しており、国費投入の必要性、事業の効率性、および事業の有効性の各観点からも適切に実施しているところである。また、平成24年において132事業場を労災かくしを行ったとして送検しているところであり、今後も執行実績を踏まえて必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>						
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除をするための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-62	平成23年	0973	平成24年	0819

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
39百万円(平成24年度執行額)

〔 労災保険給付請求の勧奨等に必要経費 〕



A.都道府県労働局
39百万円

〔 労災請求適正化相談員謝金、活動旅費、
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	労災請求適正化相談員の謝金	3.4			
計		3.4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	労災請求適正化相談員の配置等	3.4		
2	愛知労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2.8		
3	大阪労働局	労災請求適正化相談員の配置等	2.7		
4	神奈川労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.9		
5	北海道労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.8		
6	埼玉労働局	労災請求適正化相談員の配置等	1.2		
7	茨城労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
8	大分労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
9	広島労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		
10	岐阜労働局	労災請求適正化相談員の配置等	0.9		